

特別な支援を必要とする児童生徒への気付きと支援

3

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

- (1) 「個別の教育支援計画」とは（資料編(P70)参照 埼玉県 教育支援プランA）
「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うために、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画です。
- (2) 「個別の指導計画」とは（資料編(P72)参照 埼玉県 教育支援プランB）
「個別の指導計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を行うために、指導目標・内容・支援の方法を盛り込んだ学校における指導・支援の計画です。

幼稚園教育要領 総則 第5の1より抜粋

「障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」

小学校学習指導要領 総則 第4の2の(1)の工（中学校学習指導要領 総則 第4の2の(1)の工）より抜粋

「障害のある児童(生徒)などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童(生徒)への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」

特に、特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受ける児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

高等学校学習指導要領 総則 第5款 2の(1)のウより抜粋

「障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

幼稚園、小学校、中学校の通常の学級や高等学校には診断の有無に関わらず、発達障害のある幼児児童生徒が在籍しています。こうした幼児児童生徒については、障害の状態等に即した適切な指導や支援を行わなければなりません。そのためには、特別支援学校の助言や援助と併せて「個別の教育支援計画（教育支援プランA）」や「個別の指導計画（教育支援プランB）」を作成し、活用していく必要があります。

埼玉県では、平成17年度に県下で統一した書式が示されました。「個別の教育支援計画」の中に「個別の指導計画」の機能を取り込み、「教育支援プランA・B」として、総論・各論的又は長期・短期的な観点からお互いの機能を補完するような総合的な計画が示されています。

教育支援プランA・B作成の流れ、活用については次に示します。作成のポイントについては資料編の5(P70～)を参照してください。

(3) 「個別の指導計画」作成に当たって

「個別の指導計画」等の作成～活用の流れ

実態把握

気付き

「児童生徒への理解と支援が必要である」と気付く教師の目が必要です。

活用できる資料

【県立総合教育センターHP】

「ほんとうのわたしを見つけて Ver.2」

<参考>

- ・「わたしたちにきづいて」
(気になる児童生徒の気付き)
- ・「わたしはこんな子」
(気になる児童生徒の実態把握)
- ・「ここまでわかります」
(気になる児童生徒の学習面の状況把握)
[H16 調査研究報告書より]

情報の整理

<「教師の目」からの把握>

- 児童生徒が困っていることは何か？
- 児童生徒のよいところや学習・行動特徴は？
- 児童生徒の得意なこと苦手なことは？
- 保護者が困っていることや家庭での児童生徒の様子は？
- 幼稚園や学校での様子は？
- <教育相談を通じての把握>
- 生育歴・家庭環境・保護者の願い・心理検査の実施など

Plan

「個別の指導計画」等の作成

具体的な指導・支援内容、目標、手立てを設定します。

活用できる資料

【県立総合教育センターHP】

「特別支援教育の視点を生かした学級経営の工夫」(事例集)

[H20 調査研究報告書より]

「自立活動の指導計画の作成手順と具体的な指導までの流れ」

(知的障害のある児童生徒の自立活動)

[H22 調査研究報告書より]

【特別支援教育課 HP】

「理解と支援のための知恵袋」[H19.3]

<児童生徒のニーズに応じた目標、指導内容、方法の設定>

- 個別の支援が必要か、その内容は、誰が？
- 一斉学習における支援方法やITによる支援方法は？
- 指導・支援ができる教科・領域は？
- 全職員の共通理解と指導分担事項は？
- 専門機関との連携事項は？

Action

「個別の指導計画」等の改善・更新

具体的な指導・支援内容について
改善・更新します。

目標の設定、課題の内容、具体的な手立ての見直し

学校全体における取組

「個別の指導計画」等を活用し、
共通した指導・支援を進めます。

個別による指導・支援

学年、学級集団での指導・支援

全職員による共通した指導・支援

専門機関と連携した支援

指導・支援状況の確認と修正(ケース会議)

活用できる資料

【県立総合教育センターHP】

「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践に関する調査研究」 [H24 調査研究報告書より]

「気付き」の
深まり

Check

「個別の指導計画」等の評価

具体的な指導・支援内容について振り返り、分析・確認
します。

- 児童生徒の様子はどう変わったか？
- 専門機関との連携が図れたか？
- 支援内容や指導方法は適切だったか？